

令和2年4月吉日

お客様・ご家族様

新型コロナウイルス感染症への対応について

光が丘デイサービスセンター
所長 若林 周子

日頃より、当センターをご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、令和2年4月7日に国から東京都を含めた7都府県に対して、緊急事態宣言が発令されました。令和2年4月8日に練馬区より、デイサービスセンターは「**感染防止対策を講じた上で運営を継続します。**」という方針を受けたことを踏まえ、当センターは引き続き運営を行うことを決定いたしました。しかしながら、東京都では感染経路の判明しない感染者が拡大している状況を考えると、最大限の感染防止対策を講じたとしても、いつ当センターで感染者が発生してもおかしくない状況でございます。

当センターをご利用の際には、引き続き以下の点についてご協力をお願い申し上げます。

- ① ご利用の朝にご自宅で検温を行っていただき、発熱が認められる場合にはご利用を控えていただきます。
- ② ご利用中に発熱や咳、くしゃみ、鼻水、味覚症状、嗅覚症状等の疑わしい症状があった場合、ご家族様に相談しご利用の中止をお願いする場合がございます。
- ③ マスクの準備が可能な方は、できる限りマスクを使用してご利用下さいますようお願い申し上げます。
- ④ お客様・ご家族様含め、発熱等の症状が見られましたら、当センターにもお知らせ下さいますようお願い申し上げます。

なお、この通知文に記載の取り扱いについては、現時点でのものであるため、今後の状況によって変更する可能性があります。

今後については、練馬区とも情報共有をしつつ社会状況等見極め判断してまいります。対応や状況に変化があった際は、都度ご連絡したいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

<お問い合わせ先>

光が丘デイサービスセンター
所長 若林 周子
電話：03-5997-7706